

入管法の施行細則改正省令 「経営・管理」審査の厳格化 対策セミナー

HANABI株式会社 顧問

行政書士 パークRMCオフィス代表

申請取次行政書士 永田久雄

経済産業大臣認定 経営革新等支援機関

2025年11月1日



目次

1. 「経営・管理」の在留資格の5要件
2. 新要件解説①～⑤
3. 更新時の経過措置
4. 厳格化の背景と対応方法
5. 対策①②
6. まとめ
7. 【資料：これから応募できる秋の補助金一覧】



「経営・管理」の在留資格の5要件

- ▶ 令和7年10月10日開示 出入国在留管理庁：
- ▶ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令等の改正（令和7年10月16日施行）

- [概要スライド](#)
- [要件解説](#)

出典：入管庁

経過措置：既に経営・管理で在留許可を保有している方の扱い
（注1）

既に在留中の者には施行後**3年を経過した後の最初の在留期間更新許可申請時**以降は、原則として改正後の上陸許可基準への適合を求める。

令和7年10月10日公表

「経営・管理」の許可基準の改正等について (令和7年10月16日施行)

「経営・管理」許可基準に係る見直しについて



		現行要件	改正後要件
①	資本金・出資総額	500万円	3,000万円
②	経歴・学歴(経営者)	なし	経営・管理経験3年以上(注2) 又は 経営管理若しくは経営する事業分野に関する修士相当以上の学位を取得していること
③	雇用義務	なし (資本金の代替要件として2人以上の雇用要件)	1人以上の常勤職員の雇用を義務付ける(注3)
④	日本語能力	なし	申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること(注4)
⑤	在留資格決定時における専門家の確認	なし	新規事業計画について経営に関する専門的な知識を有する者の確認を義務付ける(上場企業相当規模の場合等を除く。)

新要件-① 厳格化

資本金の額等について

資本金・出資総額	
旧基準	新基準
500万円	3,000万円

解説：

○ 3,000万円以上の資本金等が必要になります（第2号口）。

（注）

＜事業主体が法人である場合＞ 株式会社における払込済資本の額（資本金の額）又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の出資の総額をさします。

＜事業主体が個人である場合＞ 事業所の確保や雇用する職員の給与（1年間分）、設備投資経費など事業を営むために必要なものとして投下されている総額をさします。

新要件-② **New** 経歴・学歴（経営者）

経歴・学歴（経営者）	
旧基準	新基準
なし	経営・管理経験 3 年以上 （注 2） 又は 経営管理若しくは経営する 事業分野 に関する修 士 相当以上の学位を取得していること。

- （注 2）
「経営・管理経験」には、在留資格「特定活動」に基づく
起業準備活動を含む。

解説：経歴・学歴（経営者）

- ▶ ○ 申請者が、経営管理又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野に関する 博士、修士若しくは専門職の学位（注 1）を取得していること、又は、事業の経営又は管理 について 3 年以上の職歴（注 2）を有する必要があります（第 4 号）。
- ▶ （注 1）外国において授与されたこれに相当する学位を含みます。
- ▶ （注 2）在留資格「特定活動」に基づく、貿易その他の事業の経営を開始するために必要な 事業所の確保その他の準備行為を行う活動（起業準備活動）の期間を含みます。

新要件-③厳格化 雇用義務

雇用義務	
旧基準	新基準
なし（資本金の代替要件として2人以上の雇用要件）	1人以上の常勤職員 の雇用を義務付ける（注3）

- （注3）「常勤職員」には、法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除くこととされており、対象は、日本人、特別永住者及び法別表第二の在留資格をもって在留する者（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」）となる。

▶ 解説

○ 申請者が営む会社等において、**1人以上の常勤職員**を雇用することが必要になります（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動」第2号イ）。

（注）「常勤職員」の対象は、**日本人、特別永住者**及び法別表第二の在留資格をもって在留する外国人（「**永住者**」、「**日本人の配偶者等**」、「永住者の**配偶者等**」、「**定住者**」）に限り、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人は対象となりません。

新要件-④ **New** 日本語能力

日本語能力	
旧基準	新基準
なし	申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること（注４）

➤ （注４）

相当程度の日本語能力として、ＣＥＦＲ・Ｂ２相当等を想定している。なお、ここでいう「常勤職員」の対象には、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人も含まれる。

解説：日本語能力について

○ 申請者又は常勤職員（注１）のいずれかが相当程度の日本語能力（注２）を有することが必要になります（第３号）。

（注１）ここでいう「常勤職員」の対象には、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人も含まれます。

（注２）相当程度の日本語能力とは、「日本語教育の参照枠」におけるＢ２相当以上の日本語能力であり、日本人又は特別永住者の方以外については、以下のいずれかに該当することを確認します。

- ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験（ＪＬＰＴ）Ｎ２以上の認定を受けていること
- ・ 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施するＢＪＴビジネス日本語能力テストにおいて４００点以上取得していること
- ・ 中長期在留者として２０年以上我が国に在留していること
- ・ 我が国の大学等高等教育機関を卒業していること
- ・ 我が国の義務教育を修了し高等学校を卒業していること

新要件- 5 New

在留資格決定時における専門家の確認

在留資格決定時における専門家の確認	
旧基準	新基準
なし	新規事業計画について経営に関する専門的な知識を有する者の 確認 を義務付ける（上場企業相当 規模の場合等を除く。）

解説：事業計画書の取扱いについて

○ 在留資格決定時において提出する事業計画書について、その計画に具体性、合理性が認められ、かつ、実現可能なものであることを評価するものとして、経営に関する専門的な知識を有する者（注）の確認を義務付けます（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三「法 別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動」第1号イ）。

（注）施行日時点においては、以下の者が当該者に該当します。

・ 中小企業診断士 ・ 公認会計士 ・ 税理士

＊なお、弁護士及び行政書士以外の方が、官公署に提出する申請書等の書類の作成を報酬を得て業として行うことは、行政書士法違反に当たるおそれがありますので御留意願います。

令和7年10月10日公表

「経営・管理」の許可基準の改正等について (令和7年10月16日施行)

「経営・管理」許可基準に係る見直しについて



		現行要件	改正後要件
①	資本金・出資総額	500万円	3,000万円
②	経歴・学歴(経営者)	なし	経営・管理経験3年以上(注2) 又は 経営管理若しくは経営する事業分野に関する修士相当以上の学位を取得していること
③	雇用義務	なし (資本金の代替要件として2人以上の雇用要件)	1人以上の常勤職員の雇用を義務付ける(注3)
④	日本語能力	なし	申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること(注4)
⑤	在留資格決定時における専門家の確認	なし	新規事業計画について経営に関する専門的な知識を有する者の確認を義務付ける(上場企業相当規模の場合等を除く。)

更新時の経過措置

令和10年10月16日までの更新申請では、不適合があっても「経営状況や今後の適合見込」を考慮し弾力的に審査

2 既に「経営・管理」等で在留中の方からの在留期間更新許可申請等について

- 既に「経営・管理」で在留中の方が施行日から3年を経過する日（令和10年10月16日）までの間に在留期間更新許可申請を行う場合については、改正後の許可基準に適合しない場合であっても、経営状況や改正後の許可基準に適合する見込み等を踏まえ、許可判断を行います。

なお、審査においては、経営に関する専門家の評価を受けた文書を提出いただくことがあります。

- 施行日から3年を経過した後になされた在留期間更新許可申請については、改正後の許可基準に適合する必要があります。

（注）改正後の許可基準に適合しない場合であっても、経営状況が良好であり、法人税等の納付義務を適切に履行しており、次回更新申請時まで改正後の許可基準を満たす見込みがあるときは、その他の在留状況を総合的に考慮し、許可判断を行います。

- 「高度専門職1号ハ」（「経営・管理」活動を前提とするもの）についても、「経営・管理」の許可基準を満たすことが前提となることから、上記と同様に取り扱います。

省令改正の背景と今後の対応

▶ 社会現象と照らし合わせると？

- ✓ 「経営・管理」在留者総数の50%の人数が? 国人に1国集中

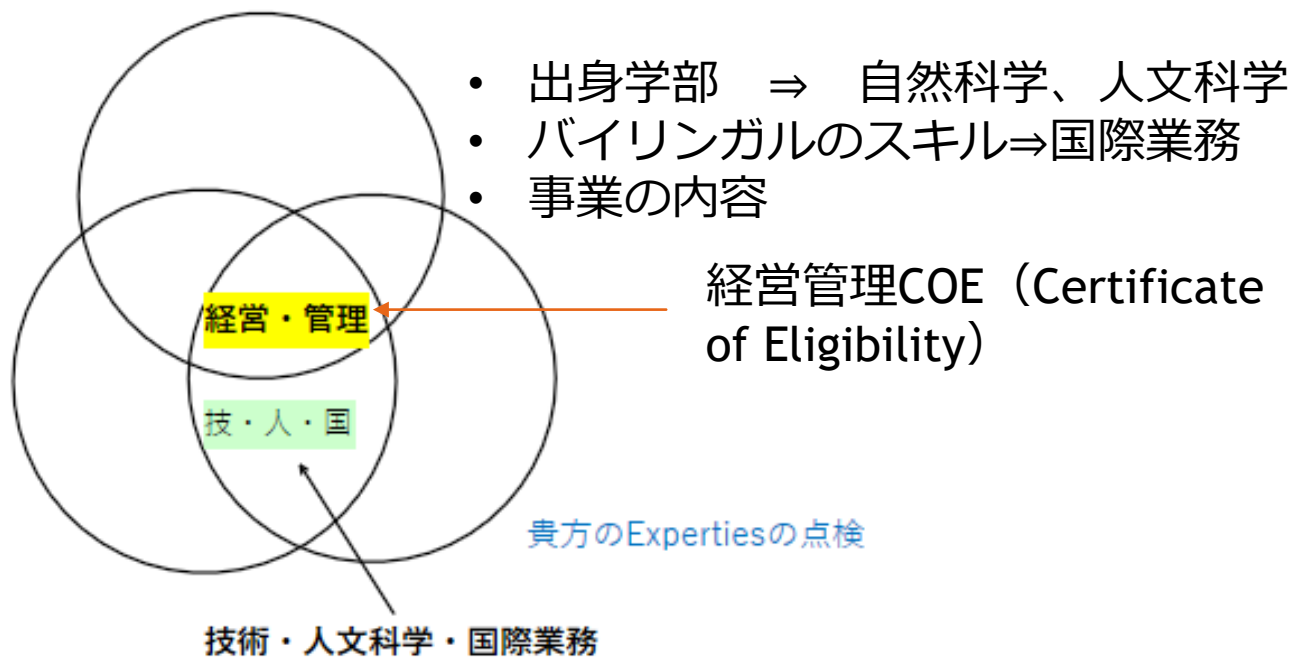
⇒ 500万円あれば学歴不要、就職不要

⇒ 子育て（文京区の? 国人小学生急増――その背景は。。。）

- ◆ 資格濫用⇒不動産投機
- ◆ ペーパーカンパニー⇔ブローカー

	改正後	対策	備考
資本金、出資金	3,000万円以上	3つ	
常勤職員雇用	1人以上	雇用	継続的
経営経験 又は学位	実務経験-3年以上 経営・専門分野-修士以上	-	若手困難 スタートアップ ビザ
日本語能力	N2相当以上	-	-
事業妥当性証明	事業計画確認書-新規事業	-	確認書

対策-①技・人・国 資格等の点検



対策－② DES増資、M&Aと転勤

- ▶ DES (Dept Equity Swap)
 - ▶ 役員個人として、過去に会社に貸し付けをしてたら
 - ▶ その会社としての負債 (Dept) は資本 (Equity) に振り替える (Swap)。----過去に負債があれば、その額を資本に組み入れ。
- ▶ その他――創業5年以内か？
 - ▶ ⇒Yes：特例措置、No：補助金活用（次回募集まで待機）
 - ▶ ものづくり補助金グローバル枠⇒与信能力の強化
最大3,000万円補助率小規模事業者 $\frac{2}{3}$ （但し従業員1名以上）
 - ✓ 輸出・ライセンス契約etc.計画書⇒経産省採択・金融機関融資
 - ▶ M&A補助金⇒売り手として補助金を使い吸収合併先を探す
 - ✓ 企業内転勤

まとめ

1. 経営・管理の申請要件は2つの規制強化と3つの新規追加あり。
2. 但し、改正目的とターゲットが誰かをよく見極める。
3. 3年間は更新時に、不適合が有っても弾力的に審査される。
4. 判断基準は、「経営状況と将来の完全適合見込」。

貴社で今できる事は

- 資本の計画的積み増し（DES・公庫）

純資産の部	
資本金・資本剰余金 利益剰余金 株主資本 その他	
純資産合計	□□.□□□
負債・純資産合計	××.×××

+ 25,000千円

- 他の4要件の達成プラン

◆ ただし、困難な場合は：

当初の、在留資格申請の意図に遡り、それが最も達成しやすい在留資格を探す事を推奨します。

* 申請取次は、弁護士または資格のある行政書士（申請取次行政書士）に限られています。専門家は、必ず直接面談します。

差し迫った課題がある方は、個別相談を承ります。

FAQ

Q1.経営・管理在留資格の、申請をした場合認定までの標準処理期間は？

⇒7か月程度かかっています。

Q2・新規に申請する場合、有利な決算期は何月にすればよいですか？

⇒更新時に1期目の決算が黒字になる様、なるべく遅い決算気にしましょう。

Q3. 申請で一番大事なポイントは？

⇒事業計画書は10ページ以上作り込み、業種によっては仕入れ先や販売先との契約書などの証拠も必要です。

資料：これから応募できる秋の補助金

補助金名	公募 ステータス	公募期間	公募要領	参考事例
② 小規模事業者持続化補助金 PowerPoint プレゼンテーション (チラシ) 小規模事業者持続化補助金 (通常枠)	第18 <一般型> 公募要領公開中	申請受付中 2025年10月3日 (金～11月28日 (金))	一般型_公募要領_第3版.pdf	採択者一覧 小規模事業者持続化補助金 (一般型)
② 小規模事業者持続化補助金 PowerPoint プレゼンテーション (チラシ) 小規模事業者持続化補助金 (創業型)	第2回 <創業型> 公募要領公開中	申請受付中 2025年10月3日 (金～11月28日 (金))	小規模事業者持続化補助金<創業型> 第2回_公募要領	「小規模事業者持続化補助金」創業型 (第1回締切) の採択者が公表されました お知らせ一覧 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
③ IT導入補助金 (チラシ) 事業スケジュール IT導入補助金2025	第7次締分	締切2025年12月2日 (火) 17:00	公募資料： 資料ダウンロード IT導入補助金2025	IT導入補助金とは 経済産業省 中小企業庁
⑤ 事業承継・M&A補助金 令和6年度補正予算 - 事業承継・M&A補助金 <事業承継促進> <専門家活用> <PMI推進枠> <廃業・再チャレンジ>	第13次公募 公募要領 公開中	2025年10月31日 (金～11月28日 (金))	13次公募 事業承継促進 公募要領等ダウンロード - 事業承継・M&A補助金 事業承継促進枠 専門家活用枠【買い手支援類型 売り手支援類型】 廃業・再チャレンジ枠 PMI 推進枠【PMI専門家活用類型】	採択結果 事業承継・引継ぎ補助金 (旧サイト事業承継・引継ぎ補助金)
⑥ 省力化投資補助金 (チラシ) カタログ型は随時受付中 中小企業省力化投資補助金 (一般型)	第4回 公募要領 公開中	2025年11月上旬 ～11月下旬	中小企業省力化投資補助事業 (一般型) 資料ダウンロード (一般型) 中小企業省力化投資補助金	採択結果 中小企業省力化投資補助金
⑧ 中小企業新事業進出補助金 中小企業基盤整備機構 新事業進出補助金のご案内 補助金活用ナビ(中小機構) (チラシ) 新事業進出補助金	第2回 公募要領 公開中	2025年11月10日(月)～12月19日(金) 18:00	中小企業新事業進出促進補助金 公募要領 (第2回)	採択結果 中小企業新事業進出補助金 中小企業基盤整備機構

ものづくり補助金グローバル枠： [参考解説ブログ](#)

補助金レーダーサイト： [公募中の補助金一覧 - 補助金レーダーサイト](#)

ご質問

- **Any questions?**

